

○国土交通省告示第五百五十四号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定に基づき、再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業法施行規則附則第三項の再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件を定める件
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）附則第三項の規定による再審査の申立ての特例の対象となる建設業者の要件は、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度の終了の日以前に、その職員について建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条第二項の規定により認定を受けた能力評価基準により評価を受け、当該評価の結果の通知を受けたにもかかわらず、経営規模等評価の申請の際に、当該評価の結果を証する書面等の写しを国土交通大臣又は都道府県知事に提出することができなかった建設業者であることとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。